

笠岡市立学校児童生徒の指定学校変更について

笠岡市教育委員会では、笠岡市教育委員会が指定する学校以外の笠岡市立学校への就学（「指定学校変更」といいます。）について次のように定めています。

（許可基準等）

指定学校変更を許可することができる基準及び期間は、下の表のとおりです。ただし、児童生徒の通学について一切の責任を持つこと。
許可期間終了後は遅滞なく、指定学校へ通学させること。

を保護者に約束していただきます。

（申立て・許可）

保護者は、指定学校変更申立書に必要な書類を添えて、教育委員会に提出してください。

教育委員会では、申立て内容について審査し、許可基準に該当し、かつ、教育上適当と認められるときは、保護者に対し、指定学校変更許可書を発行します。また、変更前後の学校の校長に対し、その旨を通知します。

ただし、許可後であっても、申立て内容が事実と相違したとき又は申立ての理由が変更したときや消滅したときは、指定学校変更の許可を取り消します。

＜許可基準及び期間、申立に必要な添付書類＞

区 分	許 可 要 件	対 象	許 可 期 間	添 付 書 類
転居	学期・学年途中に転居するとき。	全学年	学年末まで	・ 確約書
	住宅の新築等で転居予定があるとき。	全学年	学年末まで	・ 転居確約書 ・ 建築確認申請書 又は賃貸借契約書 等の写し
	住宅資金借入手続きのため、住所地を異動する必要があるとき。	全学年	学年末まで	・ 転居確約書 ・ 建築確認申請書 又は賃貸借契約書 等の写し
地理的事情	通学経路周辺の地理、通学距離・時間、あるいは、交通機関の便などからみて通学が著しく危険又は困難と認められるとき。	全学年	学年末まで	・ 通学路に関する地図
身体的事情	心身の故障や疾患のため、指定学校への通学が困難なとき。	全学年	学年末まで	・ 医師の診断書等
家庭的事情	両親共働き・父子又は母子家庭のため、下校後預かり先（祖父母に限る。）のある学区の学校を希望するとき。	全学年	学年末まで	・ 就労証明書 ・ 戸籍謄本 ・ 理由書 等
	住所地とは別に、そこが子どもの生活の本拠と認められるとき。	全学年	学年末まで	・ 民生委員児童委員等の証明書
	一時的に住所地とは別の所に居住するとき。	全学年	事情が解消される日まで	・ 民生委員児童委員等の証明書
教育的事情	いじめ、不登校、その他教育委員会が特に必要と認めたとき。	全学年	学年末まで	・ 校長の意見書 等
笠岡市立笠岡東中学校及び笠岡市立大島中学校選択学区	笠岡市西大島2438番地、2471番地～3638番地、3675番地18～3675番地69、3676番地～3680番地及び笠岡市西大島新田1番地～400番地に居住する者	中学校 入学時	卒業まで	・ 理由書 (ただし、笠岡東中学校入学希望者のみ)

お問い合わせ先 : 笠岡市教育委員会 学校教育課 (: 69-2152)